

平成 28 年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会 第 3 回 会 議 会 議 録

◇ 日 時 平成 28 年 10 月 27 日（木） 13：30～16：00

◇ 会 場 県庁 1201 会議室

◇ 出席委員

委員長 高橋和

委員 井上肇、岡田新一、尾形律子、佐藤亜希子、三浦新一郎、三木潤一
(欠席：玉谷貴子)

〈五十音順、敬称略〉

1 開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より、平成 28 年度山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の第 3 回会議を開催いたします。

はじめに、柴田総務部長より御挨拶を申し上げます。

2 挨 拶 (総務部長)

本日は、皆様、本当にお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会ですが、次第にありますとおり、大きく 3 点について御協議いただきたいと思っております。

1 点目は「県・市町村の連携の現状」です。前回の会議で御協議いただいた県と市町村との連携につきまして、御説明させていただき、それについて御意見を頂戴したいと思っております。

2 点目の「新行革プランの検討方向」につきましては、これまでの皆様の意見を踏まえ、今後の検討の方向性を整理させていただきましたので、御協議いただきたいと思っております。

3 点目の「公社等の総点検」につきましては、本日は農林水産部所管の 8 つの法人について御意見をいただきたいと思っております。

委員の皆様からは、本日も忌憚の無い御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

3 議 事

(高橋和委員長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして、まず皆さんに御報告いたします。全国知事会先進政策バンクの中で、「総合支庁における地域課題解決に向けたサポート機能の強化」という最上総合支庁の地域を結ぶ連携の取組みについて、非常に高い評価をいただき、行政改革分野の優秀政策賞を受賞されましたので、行政改革課の皆様にご敬意を表したいと思います。おめでとうございます。私たちとしても非常に期待値の高かったところなので、こういう形で全国から注目を集めたというのは、非常に嬉しいことだと思っております。

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、議事（1）の「県・市町村の連携の現状について」です。前回の委員会において、三木委員から資料提供の御意見があり、また、複数の委員からも重要性を指摘する御発言がありました。そうしたことも振り返りながら、議論していきたいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

（市町村課長）

市町村課長の稲垣と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、お手元の資料1を御覧ください。前回の議論の中で、市町村同士の連携、それから県と市町村との連携について、取組状況を教えてほしいということでしたので、関係資料を準備させていただきました。

資料の左側を御覧ください。「市町村間の連携」として、県内の市町村同士の水平連携のうち、地方自治法や国の制度に基づく連携の状況について、種類ごとに御紹介したいと思います。

上から順に御説明します。「協議会」という仕組みは、地方公共団体が共同で管理、執行、連絡調整、それから計画の策定等を行う制度です。県内では一つだけ事例があります。最上地域に下水処理場の共同管理による経費節減を目指して、最上の7市町村で最上圏域の下水道共同管理協議会を立ち上げております。新庄市長が会長をしております。

その次の「機関等の共同設置」は、地方公共団体の委員会や附属機関等を共同で設置する制度です。県内では、要介護認定の判定を行うための市町村の附属機関である介護認定審査会について、寒河江市を中心とする西村山郡の地域と最上地域の2つの地域で共同設置しています。介護認定審査会のメンバーは保健・医療の専門家であり、小規模団体ではなかなか確保が難しいため、複数の市町村が共同で設置しているものです。

続いては「事務の委託」です。最もメジャーな制度でして、県内では84件事例があります。これは事務の一部の管理、執行を他の地方公共団体に委ねる制度であり、法令上の責任は受託した団体に帰属することとなります。ここでも介護認定審査というのがありますが、一例を申し上げますと、三川町が介護認定審査の事務を鶴岡市へ委託しています。その他にも、ごみ処理やし尿処理、消防や教育など、様々あります。

続きまして「事務の代替執行」です。先ほどの「事務の委託」とほぼ同じなのですが、何が違うかと言いますと、法令上の責任が委託した団体に帰属するという点です。平成26年の地方自治法の改正で新たに導入された制度なのですが、例えば小規模市町村で処理が困難な事務が発生した場合に、県が代わって処理するといった例を想定しています。事務を任せる側に一定の権限を残すことによって、その団体の意向を反映することができるといった点がポイントです。新しくできたばかりで、まだ県内では事例がありません。

続きまして「連携協約」ですが、これは他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たって、方針や役割分担を定める協約を締結して、連携・協力していくという手法です。イメージとしては、国家間の条約のようなものです。あと、お互いに紛争があった場合には、自治紛争処理委員会による処理方策の提示を申請することができるといった利点もあります。これも「事務の代替執行」と同じく、平成26年の地方自治法の改正で導入されたものなので、実績はまだ0です。

続きまして「定住自立圏」です。これは中心市と周辺市町村が、それぞれ1対1の協定を締結して圏域を形成するというもので、必要な生活機能を確保しながら、地方圏での人口定着を促進することを狙いとしている制度です。こちらは平成20年

度からスタートしています。手続きとしては、中心となる市が「中心市宣言」を行い、その後に協定を個別に締結して、圏域全体としてビジョンを策定するというものです。ビジョンの期間中に、国から特別交付税措置があります。本県では4つほど事例があります。山形市を中心とする圏域と鶴岡市を中心とする庄内南部の自立圏、それから酒田市を中心とする庄内北部の自立圏、最近、新庄最上の定住自立圏ができました。

続きまして「連携中枢都市圏」ですが、これは地方自治法で規定された「連携協約」を活用して、政令市や中核市等が近隣市町村と共に地域の活性化に関する連携事業を行うための仕組みです。これも国からの財政措置がありますが、まだ県内では事例がありません。山形市が平成31年の4月から中核市に移行することを目指しておりますので、中核市移行に伴い、この「連携中枢都市圏」の形成も視野に入れて、今検討中ということです。

続きまして、その下に「一部事務組合」と「広域連合」がありますが、これは地方公共団体とは別の法人を新たに作るというやり方です。「一部事務組合」で言えば、複数の地方公共団体が、事務の一部を協働して処理するための法人を作ります。これは従来からある仕組みで、県内では18事例あります。取組みとしては、ここに記載したような様々なものがあります。「広域連合」は平成6年から導入され、県内では二つあります。まず一つが、全国的にも多いのですが、後期高齢者医療に関する広域連合です。後期高齢者医療に関しては、全市町村が加入する都道府県ごとの広域連合で行うこととされています。あとは最上地域に国民健康保険事業を行っている広域連合があります。

続きまして、1ページの右側を御覧ください。「県と市町村の連携」ということで、今度は垂直連携について紹介したいと思います。まず、一つ目の「制度によるもの」ですが、先ほどの「市町村間の連携」でもありましたように、「事務の委託」や「一部事務組合」の事例がこれだけあります。「事務の委託」の主なものは、公平委員会です。これは職員の勤務条件に係る措置要求等を審査する機関で、地方公務員法に基づき、市町村と一部事務組合等が設置しなければならないことになっておりますが、実際にはほとんど県に事務の委託をしております。もう一つの「一部事務組合」は1件だけです。置賜広域病院組合が公立置賜総合病院の設置、管理を行っております。

続きまして、制度に基づかないものですが、個別の事務ごとの連携よりも一つ上のレベルの総括的な連携の取組みとして、本県では、県知事と35市町村の市町村長がトップ同士で意見交換する場を設けております。例年5月頃と10月頃に会議を開催しています。

続いて、2ページを御覧ください。制度に基づかない連携ということで、「各分野における連携の主な例」です。私共市町村課で全て網羅的に把握しているわけではありませんが、一例として事例をいくつか紹介したいと思います。

まず「税込確保に向けた徴収対策」です。個人住民税の徴収対策を中心として、県と市町村とが連携して取り組むために、山形県地方税徴収対策本部を平成19年に立ち上げ、さらに各総合支庁の税務課単位で協議会等を設けて、一緒に共同催告や共同徴収、直接徴収等を行っております。

その下の「地域コミュニティづくり」ですが、人口減少や少子高齢化の進展によって、単独の市町村だけでは対応が困難な課題も出てきています。これは連携というよりも支援という性格に近いのかもしれませんが、市町村の要請に基づき、地域づくりのノウハウを持つアドバイザーの派遣等を行っております。今後も県内の成功事例を県内各地に普及させていくことが有効ですので、その際に県と市町村との連携が必要不可欠だという思いでおります。

資料の右にお移りいただいて、「移住交流施策」ですが、これも県内4地域ごとに移住交流の協議会を立ち上げ、一緒になって移住施策を打っています。例えば、県では首都圏でのPRや移住セミナーを開催したり、国への要望等を行っていますが、実際に移住に結び付けるためには、市町村の受入れ環境が整っていなければ、なかなか難しいと思います。市町村でそれぞれお試し住宅の整備や移住した後の子育て環境を整備するといったことも必要ですので、県と市町村がそれぞれ役割分担をして一緒に取り組んでいきたいと考えております。

それから最後の「水道事業のあり方の検討」です。水道というのは我々の生活に密着した重要なインフラですが、人口減少に伴う料金収入の減少などもあり、経営環境はますます厳しさを増している状況にあります。国からは水道事業の経営基盤の強化の観点から、水道事業の広域連携という手法について、市町村と県が一緒になって検討するように要請がなされております。そういった国からの要請も受けて、今年の夏に県庁内の関係課と一緒に、全市町村をメンバーとするあり方検討会を立ち上げたところです。今後、地域ごとにブロック会議等を開催して、具体的な検討に着手していきたいと考えております。

3ページ以降は参考までお付けしたものです。3ページでは「市町村を取り巻く環境の変化」ということで、左側が人口減少、真ん中が高齢化、右側が少子化の状況の変化を示しております。こうした状況を踏まえ、近年、定住自立圏や連携中枢都市圏などの制度が誕生してきたわけですが、まずは使える制度をしっかりとうまく活用することが重要であります。一方で、制度に基づかない連携についても、3ページにあるような環境の変化を踏まえると、今後様々な行政分野で連携が求められるだろうと考えております。例えば、先ほど紹介した移住施策や水道事業などの話も比較的新しい話題ですので、今後そういった要請が出てくるだろうと考えております。今後しっかり市町村とコミュニケーションを図ることによって、水平連携、垂直連携共に様々な連携事例が出てきて、さらに成果が上がることを期待しております。

4ページ以降は各制度の紹介です。1点だけ、資料の3ページで訂正があります。申し訳ございません。資料3ページの上の段の真ん中の高齢化率という地図を御覧ください。ピンク色の注釈に「30～45%未満」と書いてありますが、正しくは「40～45%未満」です。現在、県の高齢化率は大体30%弱だと思いますが、これが2040年にはどうなるかということで、一般的に高齢化率が50%を超えると、町全体が限界集落のようになります。そこまではさすがにありませんが、その一歩手前の45%以上だとこの赤い部分がいくつか出て来ます。さらにその手前の40%以上がこのピンク色の部分で、半数以上の団体が該当します。かなり高齢化が進行してくるということですので。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(高橋和委員長)

ただ今の説明について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

(三木潤一委員)

県と市町村の連携につきまして、私から三つほど伺いたします。

一つ目は、現状についての評価です。現状ではどういう効果があったのか、結局それが良かったのか悪かったのか。それらを判断するための評価がどのように行われているのかということをお聞かせください。

二つ目は、現行の行革プランで策定することになっていた「県と市町村の連携・協働を推進するための指針等」の内容をお教えいただきたいと思っております。

三つめは、今の現状の評価と指針の策定を踏まえて、前回私がお尋ねした県と市町村の連携に関する取組状況や今後の方向性がどうなっているのか。

以上、三つお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

(市町村課長)

まず、現状はこの資料のとおりです。どのような連携が行われてどういう成果が出たのか、どういった評価なのかというお話だと思いますが、それはなかなか難しい質問です。現状認識を率直に申し上げますと、市町村同士の連携というのは、西日本と比べると、本県は平成の合併もそこまで大きく進まなかったということもあり、今、35市町村あります。これは全国的に見て多い方かもしれませんが、定住自立圏の取組みなどは一定程度進んできていると思います。これは国からの財政措置等もありますので、県としても助言しやすく、進めやすいということもあり、一定程度進んでいるのかなど。それに対する成果というのは、なかなか連携してすぐにぱっと効果が出るようなものでもありません。例えば定住自立圏であれば、ビジョンを作り中長期的に事業をやっていくわけですが、それを市町村の中で随時検証していく必要があるのだらうと思います。ビジョンを作って終わりではなく、定期的に首長同士で集まるような会議もありますので、そういった場を通じて評価・検証を行っていくということです。

一方で、県と市町村との垂直連携は、国の財政措置がありません。国の方でも、まずは基礎的自治体同士の連携が優先だと考えているのではないかと思います。県全体としても推進する仕組みが整っているとは言えないと思います。ただ、インセンティブがなくても、先ほどいくつか紹介したとおり、県と市町村が同じ目的を持って一緒に進めた方が効果的なものであれば、連携できると思いますので、今後そういった事例を一つでも多く探していくしかないのかなど考えております。

あと、現行の行革プランの工程表を見ると、「県と市町村の連携・協働を推進するための指針等の策定」ということが書いてあります。これについては、実際、必ずしもこの工程表どおりに進んでいるわけではありません。では、実際どのようなことをしてきたのかということをお簡単に申し上げますと、25年度は、どのような連携事業があるのかという実態を把握する必要がありましたので、市町村に出向いて情報収集や意見交換などをしていました。26年度は、それを基に指針の検討を行っていたのですが、地方自治法の改正の議論と重なり、とりまとめを見送った経緯があります。そこで新たに連携協約の仕組みなどが出てきましたので、地方自治法の改正の内容などを勉強するための研究会を4地域ごとに立ち上げ、市町村からの課題の洗い出しなどを行ったところです。

27年度は、例えば最上地域で言うと、新たに定住自立圏が形成されるなど、研究会での成果を基に一定の成果が見られております。さらに27年度は、地方創生元年ということで、県、市町村共に総合戦略を策定しております。県では、県と市町村の総合戦略の連携推進会議を開き、意見交換をしながら広域連携促進の事業等も盛り込んだ「やまがた創生総合戦略」を策定したところです。ある意味、それが指針のような意味合いを持っているものと考えております。

今年度は、総合戦略に盛り込まれた事業を前進させる年ということで、取り組んでいるところです。

今後につきましては、これから作る新しい行革プランの中で今後どうしていくかということを示すことになるわけですが、現在検討中です。今は答を持ち合わせておりませんが、例えば、水平連携については、地方自治法改正によって、連携の選択肢が増えておりますので、それぞれの地域の実情に応じた連携ができるように助言していきたいと考えております。あとは今年度から総合支庁にできた連携支援室

を中心として、新たな連携課題の抽出や整理等をしていければと考えております。

県と市町村との垂直連携については、まだ他県の事例を見ても、それほど多くありませんので、すぐにどういった分野で何ができるのかというのは難しいところではあります。まずは県がどこまで支援すべきなのかといったところをよく検討した上で、市町村と県の両方にとってメリットがあるような連携事業を一つでも多く探していく必要があるのだらうと思います。

資料の1ページ目でも紹介した市町村長会議のように、県知事と市町村長が直接意見交換をするような場もありますので、こうした既存の枠組みなどもうまく活用しながら、連携を促進できる仕組みを今まさに検討しているところです。

（三浦新一郎委員）

新プランの方向性の中に、「市町村が、広域連携や権限移譲など様々な選択肢から最適な手法で自主的に取り組んでいけるよう支援を展開」していくという記載がありますけれども、とても重要な点だと思います。

特に市町村ごとの特色ある取り組みや行政サービスの質的向上などを合わせて合理化を進めていくという点において、先ほどお話のありました今後の人口ビジョンを踏まえましても、市町村同士の広域連携や、場合によっては統合することについては、まだまだ進めていく必要性が高いのではないかと。統合すると行政サービスの質が落ちるとするのは、総合的に考えて間違いではないかと思えます。市町村の広域連携や統合については、市町村にある程度インセンティブがあるような仕組みを考えていただき、各市町村の地方創生事業が活発になるように取り組んでいただきたいと思えます。

（尾形律子委員）

この市町村連携に対する期待値はとても高いと感じております。また、今の現状などを伺って、環境の変化に柔軟に対応していく必要があるとも感じております。

会社の運営に当てはめると、まず経営方針があり、その中で中長期、短期などの目標を定めて、着地点を決めていくという順番で取り組みを進めていくのが一般的だと思います。そのようなあり方が組織として必要なのではないかと感じております。

（井上肇委員）

それぞれの市町村間の連携と、県と市町村の連携のお話でしたが、連携、連帯をしていくことによって、大きい自治体の意見が中心となり、小さな自治体の個性や自律性を奪っていく可能性があるのではないかと私は懸念しています。それぞれの自治体の上の役職の方が方針を打ち出すにしても、メンバーの人達が知恵を出し合ったり、住民を代表した発言をきちんとすることができるような雰囲気づくりが極めて重要ではないかと思えます。そうでなければ、数字的には合理化できたとしても、中身的にはそれぞれの自治体の個性や住民サービスが低下していく結果になってしまうのではないかと思えます。

あと「市町村長会議」や「県・市町村行政懇談会」がそれぞれ年1回しか開催されていないようですが、最低2回は必要なのではないかと思えます。幹部同士の会議や話し合いも当然しているとは思いますが、市町村長会議等が出てきた話を具現化していくという意味で、幹部職員の会議についても丁寧にやっていく必要があるのではないかと思えます。

移住交流施策については、具体的な数値や目的意識をそれぞれの市町村がしっかり持つておく必要があるのではないかと思えます。今年、酒田市で2千万円ほど予

算を使い、移住交流施策を民間組織と一緒にやって組み立てようとしておりますが、そういう意識をそれぞれの自治体はきちんと持っているのでしょうか。そうではなく、「時の流れに任せて来てくれればいい」といったことになっているのではないのでしょうか。こういうことも極めて政策的なものとして大事なことと思っております。

(佐藤亜希子委員)

今、現状をお伺いしまして、ある程度必要に迫られた生活に関わる連携は、水平も垂直もしやすいという感じを受けました。ただ、先ほど尾形委員もおっしゃったように、中長期で見ると、今は困っていないけれども近い将来必ず困るだろう、課題として出てくるだろうということがおそらくどんどん増えてくると思います。この現状を踏まえて、水平・垂直の連携がうまく進むような仕組みづくりをしていくことが必要なのではないかと感じました。連携というのは非常に重要だと思うのですが、連携に対する県の思いと市町村の思いのバランスも大切なのではないかと思います。両方の意識レベルが同等でないと、やってあげている、やってもらっているという関係になりかねないのではないかと感じています。

井上委員もおっしゃっていましたが、市町村長会議等が総括的な取り組みとして年2回あるとお伺いしました。県全体で35市町村の代表の方々が集まって会議をしているようですが、限られた時間の中でどの程度の内容まで掘り下げて話し合いがなされているのか非常に疑問です。県内の市町村長が集まって県の方向性などについて意見交換をする場というのは非常に意義があるし、折角の機会ですので、単なる一方通行の情報提供、情報交換で終わらないような仕掛けづくりというのが必要だと感じております。

県も、もちろん連携をする市町村も、互いが主体的に連携について取り組めるようになれば、互いの合意形成もどんどん進んでいって、うまくいくのではないかと思います。

(高橋和委員長)

市町村課長の方から何かコメントはありますか。

(市町村課長)

この間公表された29年度の県政運営の基本的考え方の中でも、市町村との更なる連携ということを大きく盛り込んでおります。29年度から新しい行革プランの時期でもあり、市町村課としても新たな連携の仕組みをちょうど今まさに考えていたところですので、皆様からの意見を基に今後さらに詰めていきたいと考えております。

(高橋和委員長)

非常に重要な論点がいくつかあったかと思えます。将来どこに向かい、どういう仕組みを作るかという目標が先なのですが、目標が見えないという御意見が色々出たかと思えます。単に連携や合理化をするという話ではなく、何のために連携するのか、どこに効率化を求めて合理化していくのかというところを明確にしていかないと、「やりました」だけになってしまうような危惧があります。皆さんから出された意見もそういうことではないかと思えます。連携の重要性は皆認識しているので、ぜひやっていただきたいし、今後の状況を考えても必要だと思います。

ただし、基本方針をしっかり定めて、常にそこに立ち戻って、どこに向かっていくのかという目標を明確にしながら進めていくことが必要なのではないかと思います。

連携の仕方も色々御意見が出ましたが、市町村と県が単に力関係で決めるので

はなく、それぞれの個性や地域のニーズなどを活かしながら、メリハリのある多様性を持った連携の仕方が必要になっているのではないかと皆さんが感じているのだらうと思います。そういうことを踏まえて、共通課題への対応や連携のあり方を協議する仕組みを作ることを考えていただきたいと思います。新行革プランには、ぜひこうした点を位置付けていただきたいと思います。

(高橋和委員長)

続きまして、議事(2)に移ります。新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向につきまして、事務局より説明をお願いします。

(行政改革課長)

新たな「山形県行財政改革推進プラン」の検討方向につきまして、資料2をもって説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

1ページを御覧ください。表の1番左側、新プランの柱立てと書いてありますが、これは、前回第2回の委員会でお示した、新行革プランの柱立てを縦軸に落とししたものです。左から2番目の欄には、第1回の委員会でお示した、これまでの改革の主な成果を記載させていただきました。3番目の欄は、第1回、第2回の当委員会でいただいた委員各位の主な御意見を整理させていただいたものです。一番右側の欄には、これまでの主な成果や委員各位の御意見等を踏まえて、新プランの検討方向について、整理をさせていただいたものであります。本日は、この右欄を中心に御意見を賜りたいと考えております。

なお、この四角の枠には、基本的な考え方を示し、その下にあるひし形等につきましては、取組みの内容を記載させていただいております。

それでは内容について御説明します。第1「県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～」、「県と市町村との連携・協働」につきましては、市町村課長から説明がありましたとおり、人口減少社会が進展する中、地方創生に向けて、県と市町村との連携・協働を推進してまいります。また、市町村が、広域連携や権限移譲など様々な選択肢から最適な手法で、自主的に取り組んでいけるよう広域自治体として支援してまいります。

その内容として、「やまがた創生総合戦略」に位置付けられた連携事業を中心に、県と市町村との連携を推進するほか、総合支庁に設置した連携支援室を中心に、市町村との連携・支援に力を入れて進めてまいります。また、山形市が中核市移行を目指しておりますので、これに向けた支援に、しっかり取り組んでまいります。

2ページをお願いいたします。「県民・NPO・企業・大学等の連携・協働」につきましては、多様な主体との連携・協働を推進し、地域の力を結集してまいります。

3ページに入りまして、「民間活力の活用」につきましては、民間の方々能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスの提供をお願いしてまいります。

民間移譲、民間委託に加えまして、指定管理者制度、地方独立行政法人制度を適切に実施するとともに、PPP/PFIの手法につきましては、今年度内に優先的検討規程を策定して、取組みを検討してまいります。また、政府の助言通知を踏まえ、導入状況等につきましては、県のホームページで公表してまいります。

4ページをお開きください。第2の柱「県民視点に立った県政運営の推進 ～情報発信力の強化と透明性の向上～」、「県内外への積極的な情報発信」につきましては、県政への理解を深めるために「県民向け」に情報を積極的に発信し、山形の魅力をより広く知ってもらうため、「国内外・県内外向け」に戦略的・効果的に情報発信してまいります。ここの部分は、委員各位から一番多くの意見を頂戴したと

ころです。このことを通じて、行政の質を高めていきたいと思ひますし、今後、そういう方向で内容を取りまとめていきたいと思ひます。

5 ページに入つていただいて、「県民との対話を重視した県政運営」につきましては、県民との対話と県民視点を大切にしていふことを改めて再確認して、県民の声を幅広く把握し、県政運営、施策展開に反映させてまいります。

6 ページをお願いいたします。「県政運営の透明性の確保」につきましては、行政情報の適切な公開・公表等を進め、県政運営の透明性を確保してまいります。また、統一的な基準により、地方公会計の整備・公表を進めてまいります。

7 ページに入りまして、「県民の期待に応える信頼性の高い県政運営」につきましては、確実な事務執行を確保し、個人情報保護制度の適正運用に努めるなど、法令遵守等を徹底してまいります。この中で、「内部統制」のあり方の検討や「情報セキュリティポリシー」についても新たに位置付けたところです。

8 ページを御覧ください。「県政推進に向けたPDCAサイクルの推進」、「業務効率化の推進・県民利便性の向上」。9 ページに入つていただき、「公共調達制度の改善の取組みや地元調達運動の推進」、「地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進」につきましては、引き続き、適切に対応してまいります。

10 ページをお願いします。「県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実」につきましては、県民の生命と財産を守るため、「山形県強靱化計画」などに基づき、多様な主体との連携や業務継続計画など、危機対応力の強化を推進してまいります。

11 ページに入りまして、第3の柱「自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～限られた行財政資源で最大効果の発揮～」、「県民のための県庁づくり」につきましては、職員を育成し「人づくり」を進めるとともに、職員の能力を最大限に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進等の人材活用の環境整備に努めてまいります。

12 ページをお開きください。「簡素で効率的な組織機構の実現」につきましては、組織体制を整備し、県政課題に適切に対応してまいります。

13 ページの「持続可能な財政基盤の確立」に移ります。歳入の確保につきましては、県税収入の確保、未収金対策の推進、ふるさと納税やネーミングライツなど多様な財源の確保に努めてまいります。

14 ページをお願いします。歳入の見直しということで、「事務事業の見直し・改善」、「人件費の適正管理」について徹底を図り、健全な財政運営の確立に努めてまいります。

なお、「人件費の適正管理」に関しては、次回に向けて更に検討を重ねているところです。

15 ページは「県有財産の総合的な管理運用」、ファシリティマネジメントとして、長寿命化、有効活用、総量縮小を進めますとともに、「地方公営企業における経営改善の推進」として、企業局、病院事業局、それから流域下水道事業への地方公営企業法の適用、そして、公社等を含めた外郭団体の見直しを推進し、財政資源の最大活用を図ってまいります。

以上、大変簡単ではありますが、新プランの検討方向です。よろしく御願ひ申し上げます。

(高橋和委員長)

ただ今の御説明について、御意見や御質問があればお伺ひしたいと思ひます。

(佐藤亜希子委員)

私からは2点お話をさせていただきたいと思ひます。

まず柱の第2の1の「情報発信」の部分です。情報発信は非常に大事だということを他の委員の皆様もお話をされておりました。これを民間の活用で考えられないかと個人的に感じています。今は情報が氾濫しており、受け取る側が取捨選択をしてしまうので、これからどんどん情報が増えていく中で、どれだけ受け手のターゲットを絞れるか。広く浅くという手法ではなく、誰に何をという焦点を絞った発信が求められてくると思います。一番最近手軽なのはSNSですが、これは若い世代だけでなく、これから情報発信、情報取得の主流になってくるのではないかと思います。もちろん行政の情報というのは、あらゆる年代に対応する必要があるのですが、内容によって手法を変えていく必要があると思いますけれども、SNSを使った情報発信のように親近感や共感を持ってもらえる手法が効果的だと思いますので、ぜひ多角的な情報発信を新プランの中で検討していただければと思います。最初にも言いましたけれども、うまく民間を活用した形の情報発信に取り組めないものかと感じているところです。

二つ目は、柱の第2の2の「県民との対話を重視した県政運営」の中で、新プランの検討方向の一番下のところに、「審議会等委員の幅広い選任」が書かれています。やはり女性や若年層、公募委員の積極的な起用というのは、これから進めていかなくてはいけないと思うのですが、こういう審議会というのは、どうしても平日の日中など、なかなか女性や若者が出て行きづらい時間帯に設定されているのではないかと思います。仮に出てみようかなという思いを持っていたとしても、働いているとなかなか職場の理解がなければこういう審議会には参画できないというのが現状です。私の職場はある程度理解を示してくれているので、この場に来れますけれども、一般企業となると非現実的なところがあるのではないかと思います。

第1の2にある「県民・NPO・企業・大学等との連携・協働」の中に、この審議会委員の項目もうまく連携させていければいいのかなど。企業の理解も必要なのではないかと思います。人が減っていく中で、新庄最上地域の若者や女性はある程度限られてきます。限られた人にばかり声がかかると、重圧に耐え切れずに活動が続かないというのが正直なところです。それでは幅広い選任には結び付かないのかなと思いますので、ぜひ「県民・NPO・企業・大学等との連携・協働」の中にリンクできるような形で進めていただけると、もっと効果的になるのではないかと感じています。新プランには大きな柱が三つあります。柱の中に盛り込まれる項目について、項目ごとではなく、それぞれ連携して進めていくことによって、より良い効果が期待できるのではないかと感じております。

（三浦新一郎委員）

先ほど申し上げたとおり、一つ目は「市町村の広域連携」のところですか。広域連携、場合によっては統合ですが、市町村にインセンティブがあるような仕組みをぜひ考えていただきたい。市町村の自主性を尊重しながらも、それを後押しするような仕組みをぜひ考えていただきたいというのが一つ目です。

二つ目は「民間活力の活用」のところですか。公共施設をより積極的に利活用いただく工夫をするという意味でも、また、民間資金を活用するという観点でもPFIは有効だと思います。今後検討される大型施設などはPFIを積極的に活用できないかという観点で考えていただきたいということが二つ目です。

最後の三つ目ですがけれども、「内部統制」をするという記載がありました。民間の上場企業では、既に内部統制をやっておりますが、実は運営は非常に難しいと思います。一般の内部統制では、業務プロセスを「見える化」して、そこに潜むリスクを洗い上げ、日常的な管理体制を作ってガバナンスを強化することを目的としています。一方で、ガバナンスを強化することが目的なのに、手順書作りが目的に

なってしまうといったことや、手順書に縛られて柔軟な対応ができなくなるとか、実際に内部統制の最先端に行くような企業で不祥事が多発しているというようなことも問題点としてあります。行政がこういうことに取り組むのは良いことだと思うのですが、重要なのは、手順書に縛られすぎて、行政サービスの質や柔軟性を落とさないことです。内部統制の実効性を重視し、県民のための行政サービスという視点を徹底して、職員の意識改革をしっかりとしていかないと、非常に大変かと思えます。内部統制のための内部統制ということにならないように、ぜひ気をつけて進めていただきたいと思います。

(三木潤一委員)

私からは、二つお尋ねをいたします。一つ目は、3 ページ目のところに、地方独立行政法人についての記述があります。私もお世話になっている日本海総合病院が山形県と酒田市の対等な連携により構築されているということで、県と市町村の連携という意味でも、非常に良い事例として捉えることができるのではないかと思います。山形県と酒田市の病院機構の理念や狙い、成果等について、御説明いただきたいというのが一つ目です。

もう一つは、15 ページ目のファシリティマネジメントについてです。地方公会計制度との関係でも重要だと思っておりますが、このファシリティマネジメントの効果をどう考えているのかということについて、お伺いいたします。

(行政改革課長)

それでは、今お尋ねいただいたファシリティマネジメントの方からお話させていただきます。

県では、県有財産の総合的な管理運用を図ることを目的として、ファシリティマネジメント基本方針というものを策定しており、3 点柱があります。一つは、県有財産の長寿命化と維持管理コストの低減です。それから、県有財産の有効活用と総量縮小。この三つの柱があります。

それぞれ目標を定めておまして、県有財産の売却につきましては、年2 億円を目標としております。それからもう一つは、一般財産施設に係る県民1 人当たりの負担額について、平成25 年度をベースにして、10 年後においてもそれを守ろうということ計画しており、人口が減っていく中で、トータルコストを20 億円削減するという目標を設定しております。

それから、公会計制度に関連してお話をいただきました。公共施設の老朽化への対応も大きな課題になっていまして、公会計制度を進めれば、保有資産のストック情報が「見える化」されます。例えば、資産評価額や耐用年数、減価償却などです。こうした情報を分析して、トータルコストを「見える化」しながらも、資産老朽化比率や将来負担比率といった新しい財政指標を設けていくというのが公会計制度の制度設計になっていきますので、それを課題として認識して対応していくのが大事なのだらうと思えます。

それから、地方独立行政法人についてお話をいただきました。これは地方独立行政法人法に基づいた制度です。出資者が最初に中期目標を立てて、このような運用でやってほしいという目標を掲げ、それに沿って、独立行政法人が中期計画を作成し、出資者が認可するという形になります。それを毎年度実行していくこととなります。

本県では三つありまして、その一つが委員からお話のありました「山形県・酒田市病院機構」です。中期目標として、高度専門医療を提供してください、あるいは医療機能の分化をしてくださいという目標を掲げます。これに沿って、日本海総合

病院は急性期医療、酒田医療センターは回復期医療機能を担っています。もう一つは、黒字化を図ってくださいという目標に対して、共同発注や地元医師会との連携で、経常収支の黒字を継続しています。そういう地域医療の充実や経営健全性の両立をすることによって、全国自治体病院協議会からも表彰を受けるなど、高い評価を得ており、県と市の連携の好事例となっております。県と市が一緒になって病院を独立行政法人化したのは全国初になります。

三浦委員から内部統制についてお話がありました。総務省が地方自治法の改正を今後視野に入れていることを踏まえて、我々も新しいプランに書かせていただきますけれども、大変有用な御意見を頂戴しましたので、しっかり踏まえていきたいと思えます。PFIについてもしっかりと検討してまいります。

(岡田新一委員)

一つ目は 10 ページの「危機対応力の強化」です。これは重要ですので、しっかり対応していただきたいと思えます。右の方にある県の業務継続計画BCPについて、どういう計画なのか、今日時点でわかる範囲で結構ですので、御説明をお願いしたいと思えます。

続いて 11 ページです。新プランの検討方向の「多様な人材育成方策の実施」について、職員研修も当然重要ですし、要はどういう人材を育成するのかということだと思いますが、市町村の状況を見ますと、人員削減の結果として、土木関係や農業土木、建築、農業改良などの専門職員が人材不足に陥っているという話もお聞きします。市町村の体制をカバーする意味で、県の役割は大きいのではないかと。したがって、県として市町村を補完するため、専門職の人材育成といった点についても、しっかり市町村と連携・協働して進めていただきたいと思えます。

あと 12 ページです。市町村支援の重点化について、新プランの検討方向にあるとおり、しっかりすべきだろうと思えます。連携支援室が今年 4 月に設置されましたが、市町村の行政サービスの向上に向けて、連携支援室の機能をより一層強化すべきではないかと思えます。

それから 14 ページですが、人件費の適正管理のところ、この間も申し上げましたけれども、従来の量的な考え方と安心・安全な質の高い県民サービスのどちらを重視するのかということについても整理すべきではないかと、重ねて申し上げます。

(行政改革課長)

BCPについてお話をさせていただきます。この資料の 16 ページに用語集を載せておりますので、こちらを合わせて御覧ください。16 番に「業務継続計画 (BCP)」を載せております。「Business Continuity Plan」の略です。

大規模地震が発生した場合、色々な制約があるわけですが、その中で優先的に実施すべき、いわゆる非常時優先業務を適切に実施するために作る計画です。例えば、この計画では、特定の災害を想定しています。山形盆地の断層帯を震源とするマグニチュード 7.8 の地震が冬の朝に発生したと仮定して、被害の発生も想定して、その中で非常時の優先業務を想定しています。

地震が発生してから 1 時間後、3 時間後、あるいは 1 週間後に、災害応急対策や復旧・復興業務、ライフライン、生活救護、国等関係機関との連絡等々のしなければいけない業務をあらかじめ特定することによって、実際に災害が発生した場合でも、速やかに開始、再開ができるようになります。その際には、人的な支援であったり、非常用電源、防災行政無線や衛星携帯電話などを集中的に配置するといったことも必要になってきます。それらを定めたものが業務継続計画です。災害発生直後の業務レベルを向上させる効果を狙っているものです。

それから、3点目に連携支援室のお話がありました。市町村支援に重点化するという趣旨は、全国知事会からも後押しを受けているところでもありますので、充実させていきたいと思えます。

(井上肇委員)

13 ページに「歳入の確保」の件が書かれています。また、9 ページに物品購入の「地元調達運動」が書かれています。歳入のところで言えば、山形県は圧倒的に中小企業が多いので、それを踏まえて、さらに伸ばしていくということを明確化する必要があるのではないのでしょうか。そのことが結果的には、税の再配分に繋がっていくのではないかと思います。雇用にも結び付くことですし、全体を通してそこが弱いような気がします。先ほど、市町村連携について、どこに向かっていくのかというお話もありましたが、行革推進プランについては、この辺をより明確化されているだけに、県内の中小企業やそこで働く人達への支援が極めて大事だと思えました。

あと、職員の方々の質を高めるには、いわゆる感じの良い接遇が必要だと思えます。私も色々な方から話を聞くのですが、「県に行くとはこれは市の仕事です」、「市に行くとはこれは県の仕事です」と言われます。素人の住民がよくわからないことを、キャッチボールのように話をされても困るわけですが、それよりも、県の職員と一緒に住民を市役所に連れて行って、市の職員と話をして、「県はこうなので、市の方でこうやってほしい」というくらいのケアが必要ではないかと思います。それだけ職員数に余裕があるのかという問題はありますが、皆パソコンに向かってるのであれば、もっと県民に向かうべきだと思います。知識的なことやきめ細やかな対応は職員しかできないわけなので、そういうサービスが必要なのではないかと思います。

5 ページには、県民との対話を推進ということが書かれています。こういうイベント的なことやパブリックコメントも大事なのですが、住民の方々が悩んだり、困ったり、相談に来た時の、瞬間、瞬間の対応が極めて大事ですし、それができれば一流の行政マンではないかと思っているところです。

(人事課長)

先ほど岡田委員からいただいた意見の中でお答えしていなかった部分がありますので、お答えさせていただきます。

県が市町村の支援をするに当たり、特に専門的なところ、技術的なところで、市町村の体制が段々厳しくなってきたので、県の専門性をもっと活かしてほしいという御意見だったと思えます。そのとおりだと思っております。市町村支援に当たって、技術的見地、専門的な見地からの支援というのは本当に大事だという認識の下に、職員の研修のあり方についても、特に部局別の研修の中で、独自の研修として、例えば、公共調達に関するスキルアップや農村整備の研修などをしております。また、その際に市町村の職員と一緒に研修をするといったことに取り組んでおりました。保健師を入れた地域保健関係の研修ですとか、森林関係の技術職の研修などを行い、市町村の支援に当たっているところです。

技術面ではありませんが、先程来出てきております税金関係で、市町村の徴収力の向上にも繋げることを意識して、税務の職員の専門的な研修もやっているところです。

井上委員からは、職員の対応、接遇の点で、本当に貴重な御意見をいただきました。全体的な職員研修の場では、もちろん接遇や県民への応対などに取り組んでおりますが、それを実践するという意識付けのために、職場ごとに、例えば、朝礼の

際に挨拶や対応面などを発言し合うなど、より実効性が上がるように、職員の意識に結び付くように、取り組んでおりますが、今後とも十分意識してまいりたいと考えております。

(高橋和委員長)

ありがとうございました。他に御意見はありますでしょうか。

それでは、本日欠席されている委員から、事前にお預かりしている御意見等があれば、紹介してください。

(行政改革課長)

玉谷委員から御意見を頂戴しております。

県と市町村との連携はとても大事なことだと思います。

県と市町村が様々な分野で連携していることは理解しましたが、全体の取組みがなかなか見えません。市町村ごとの独自性や地域の文化を活かしながら、点を線に、線を面にしていくのが県の仕事だと思います。県は市町村を繋ぐ潤滑油となって取り組んでいただきたい。それには県が大きな方向性を示していくと良いと思います。

また、県と市町村の連携の取組みを県民に知らせる情報発信も大事だと思います。こういう方向で取り組んでいくということを示せば、県民も一緒になって頑張ってくれるのではないのでしょうか。県民と一体になって、オール山形で取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。

(高橋和委員長)

委員の皆様から色々と意見が出されました。特に、民間活力をあらゆる方面で活用していただきたいということや、情報発信、情報公開を様々なツールを使って、誰に対して何を発信するのか、きちんと目的を明確にして発信していきましようということ。

その他にも県民との対話を意識するといった意見などが色々出ていましたけれども、今回示された「新プランの検討方向」については、総じて、これまでの委員会の議論がある程度反映された内容になっているものと認められると思いますが、よろしいでしょうか。修正すべき点があれば、ここで出た意見を踏まえて修正していただき、新しい「行革プラン」の骨子案策定に繋げていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議事(2)については、以上といたします。

(高橋和委員長)

議事の(3)「公社等の総点検」について、事務局より御説明をお願いします。

(行政改革課長)

それでは、資料3-1を御覧ください。「公社等の総点検」について、説明させていただきます。

「公社等の総点検」の基本的な考え方については、1ページから3ページに記載をしておりますけれども、前回の委員会と内容は同じですので、説明を省略させていただきます。今回は、農林水産部所管の8法人について、御意見を賜りたいと考えております。

各法人の内容につきましては、前半と後半に分けて、まず1番目の「公益財団法人やまがた農業支援センター」から4番目の「公益財団法人山形県水産振興協

会」までの4法人について、農林水産部から説明いたします。

(農林水産部次長)

農林水産部の次長の駒林です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、6ページをお開きください。やまがた農業支援センターについて御説明いたします。

はじめに、事業概要です。やまがた農業支援センターにつきましては、昭和45年に、山形県農地開発公社として発足し、その後、平成19年に山形県農業振興機構との統合を経て現在の名称となっております。山形県の農業・農村の振興と健全な発展を目的として活動をしてきております。

主な事業内容ですが、「農用地利用集積事業」につきましては、県から農地中間管理機構の指定を受けて、出し手農家から農地を借り受けて、規模拡大を図る担い手農家等へ貸付けする農地中間管理事業を実施して、担い手への農地の集積・集約化を推進しております。

次に「人材育成活動強化事業」につきましては、県内で新規就農を希望する方に対して、相談指導、就農研修から就農後の定着支援まで、一貫した支援を行って担い手の育成・確保を図っております。その他、「農商工連携事業」、「農産物認証事業」など、農業農村の振興に関する多くの事業を行っております。

次に、検証結果です。7ページを御覧ください。事業の意義につきましては、各種の事業について県や国から法に基づく指定等を受けた唯一の法人として事業を実施しているため、他に代替できない法人であり、また、県の農業・農村振興施策の実施主体として必要不可欠な団体となっております。

経営の健全性につきましては、平成27年度決算における当期一般正味財産が減額となっておりますけれども、これは農商工連携事業におきまして、過年度に発生した運用利息を積み立てて、後年度の助成事業費にあてる事業制度に伴って発生したものでありまして、収支は均衡しており、事業継続性に影響を与えるものではありません。

(3)の費用対効果についてですが、本法人の事業については、本県の担い手への農地集積率の向上、新規就農者数の増加に貢献しておりまして、また、農業の6次産業化に対する支援や有機農産物の認証によるブランド力向上等の県の農業振興施策に大きな役割を果たしております。

最後に、課題と対応方針ですが、今後も農業・農村振興を目的とした多様な事業を効果的に実施していくために、健全経営を継続していかなければならないと考えております。そのためには、第一に、県が損失補償を付した借入金や県からの長期借入金がありますので、これらは引き続き適切に管理していく必要があると考えております。

また、本法人は、県の農業振興施策の実施機関として多様な事業を実施しているところですので、事業量の増減に合わせて適時に組織体制の見直しを図っていきたいと考えております。

続きまして、8ページの山形県漁業信用基金協会です。

事業の概要ですが、この協会については、中小漁業融資保証法に基づきまして、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等について債務保証を行うことを主たる業務として、昭和28年6月に設立されました。出資金6億6,730万円のうち、山形県は59.6%の3億9,780万円を出資しております。平成27年度には、42件、2億5,127万円の保証の引受けを行っております。

次に、検証結果ですが、(1)の事業の意義につきましては、山形県漁業信用基金協会は、法に基づく県内唯一の認可法人として、中小漁業者が金融機関から資金

を借り受ける際に保証を引き受けることで資金調達を円滑にしております。融資を受ける際の債務保証に対する需要は現在も多く、協会の設立目的に掲げる事業は必要とされております。また、協会の債務保証事業は漁業者の経営発展及び安定に貢献しており、県による出資は今後も必要と考えております。

(2) の経営健全性につきまして、これまで発生していた繰越欠損金は、保有する有価証券の売却益により平成 27 年度決算で大幅に縮減しており、解消に向け経営改善計画に沿って順調に法人経営を行っております。

(3) の費用対効果につきまして、山形県漁業信用基金協会は、法に基づく専門機関として債務保証業務を行っております。この債務保証によって、中小漁業者は漁船や漁具等を整備する前向きな投資を実施することができております。このことから、協会の債務保証業務は漁業振興に寄与し、認可法人としての役割を果たしており、出資に見合う効果をあげております。

最後に、課題と対応方針ですが、この協会については、事業規模が小さく、経営の安定性に懸念があります。将来的に単独での運営が困難になるおそれがありますので、「安定的な保証業務の継続」が本協会の課題となっております。この課題を解決するため、今後予定されている全国広域合併への参加を目指していきたいと考えております。県としても、合併により経営基盤の強化が図られ、安定的な保証業務の継続が可能になるものと考えており、全国広域合併について情報収集を図り、円滑な合併ができるよう指導してまいりたいと考えております。

また、この広域合併に参加するためには、繰越欠損金の解消が条件になっておりますので、経営改善計画に沿った法人運営を行い、保証料収入及び資産運用による利息収入を確保することで、繰越欠損金の解消を図り、合併への準備を進めていく必要があると考えております。

続きまして、10 ページの山形県青果物生産出荷安定基金協会です。

事業概要ですが、この協会については、青果物の安定的な生産出荷の促進及び果樹対策等を実施し、食料の安定供給に寄与することを目的として、昭和 46 年 6 月に設立されました。

主な事業内容としては、「青果物の価格安定対策事業」、「果樹の経営支援対策事業」です。「青果物の価格安定対策事業」のうち、「野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業」は県単の事業です。この事業では、野菜 21 品目、花き 1 品目を対象としております。次に「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」、これは国庫事業です。この事業では、野菜 3 品目の価格が低落した場合に生産者、国、県等が拠出した基金より補給金を交付する事業を行っております。「果樹の経営支援対策事業」につきましては、各産地の構造改革計画に基づき、果樹の優良な品目への改植や園地整備、改植に係る未収益期間に要する経費につきまして補助金を交付する事業です。平成 27 年度につきましては、価格安定対策事業は全事業合計で 3,116 万 9 千円、果樹経営支援対策事業は 6,150 万 2 千円の補助実績がありました。

次に、検証結果ですが、(1) の事業の意義につきましては、青果物は短期間で供給量や価格が変動しやすいため、生産者の経営安定と青果物の安定供給を図るために必要な補助制度であり、その業務を円滑に行う上で、公社の存在は不可欠となっております。また、「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」につきましては、法律に基づき実施可能な唯一の法人であり、そのノウハウを活かして、県単の「野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業」を実施していることから必要な法人となっております。

(2) の経営の健全性につきましては、債務超過、累積損失、借入金はありません。経営状況も収支均衡を継続しております。非営利事業のみを実施している法人ですので、県の財政支援は今後とも必要と考えております。

(3-1)の費用対効果ですけれども、実施事業は、青果物の価格が著しく低落した際のセーフティーネットとして、生産者からのニーズも高く、また、今までのノウハウを活かしながら、関係団体との調整等を行っており、最小限の体制で経費削減に努めております。

以上の検証結果を踏まえた課題と対応方針につきましては、現在の収支状況は概ね良好ですが、新規の事業受託を行い収入の安定化を図ること、日々の事務における経費の節減に努め、健全な経営を維持しながら、業務を実施していく必要があると考えております。

続いて12ページの山形県水産振興協会です。

事業概要ですけれども、水産振興協会は、栽培漁業及び内水面漁業の振興を図る事業を行っておりまして、水産資源の増大に寄与することを目的として事業を行っております。ここに書いているように、アユ、アワビ、ヒラメなど水産種苗を安定供給する業務のアウトソーシング先として、昭和57年に県及び受益市町村等の出えんにより、協会が設立されました。

主な事業内容・実績ですが、一つ目の「水産動植物を安定供給するための種苗の生産、供給」がこの法人の主要業務となります。県内市町村、漁協はもとより、県外の漁協等に対しても、その需要に応じて安定生産・安定供給に努めているところです。その他、「水産動植物の種苗生産及び増養殖に関する調査研究と技術開発」などの事業も行っております。

次に、今回の検証結果ですが、(1)の事業の意義につきましては、協会が県内の水産業振興のため、海面や内水面に係る漁業協同組合等に対して水産種苗を供給していくことは、高い公益性を有していると思えます。県が市町村等とともに出えんし設立した法人であり、今後も、種苗生産業務の委託等を通して連携を密にしていくことが大事だと考えているところです。また、水産種苗の生産・供給につきましては、高度な専門性と熟練した種苗生産技術が求められるところです。営利事業とはなり難く、民間参入が困難と考えております。

(2)の経営の健全性に関しましては、平成27年度は飼料代、いわゆるえさ代の縮減をはじめ経費を節減した結果、平成26年度に750万円ありました累積損失を360万円に圧縮しております。平成33年度までの中期経営計画に掲げる累積損失の解消に向けて、適切に経営を行っているところです。

(3-1)の費用対効果ですけれども、協会が、漁協等が必要とする水産種苗を生産・供給すること、そしてヒラメ、アユの飼育技術等の助言を行うということにつきましては、本県水産業の発展に大きく寄与しているものです。また、県が協会に委託している種苗生産供給事業につきましては、事業実施に必要な最小限の経費であり、費用対効果も有りとしているところです。

(3-2)の地方創生に関しましては、信頼性が高く、県下一律の効率的な事業を行っていくことが今後も期待されております。

最後に、課題と対応方針ですが、協会では、引き続き、ニーズに応じた種苗の計画的生産に努めるとともに、人件費などの固定経費の削減のため、退職者を嘱託職員として再雇用することなども検討しながら、安定的な経営の継続に努めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

(行政改革課長)

それでは、引き続き、資料の3-2を御覧いただきたいと存じます。

ただ今説明のありました4法人につきましては、制度の所管課である行政改革課として取り纏めた今後の方向性について、御説明させていただきます。

最初に「やまがた農業支援センター」につきましては、県の損失補償を付した借入金並びに県からの長期貸付金の償還財源に関して適正に管理することを前提に、「継続」としております。

次に「漁業信用基金協会」につきましては、今後、経営基盤の強化、安定的な保証業務等を目的に、平成 31 年に全国組織との「広域合併」という方向性を打ち出すものであります。

それから「青果物生産出荷安定基金協会」につきましては、経営基盤の強化を図るなど経営の自立性向上に努めることを前提に、「継続」とするものです。

「水産振興協会」につきましては、中期経営計画の期間内に累積損失を解消することを前提に、「継続」とするものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

(高橋和委員長)

それでは、ただいま御説明いただきました、4 法人に関する「公社等の総点検」の結果について、協議をしたいと思えます。一者ずつしていきますが、まず、「やまがた農業支援センター」について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

(尾形律子委員)

この公社の事業の意義というのは大変理解できる場所ではありますが、詳しく資料を拝見いたしますと、先ほどの検証というところで、運営基金の枯渇後の財源について検討していく必要があるというコメントが記載されており、少しここで引っかかるのですが、これについて御説明をお願いしたいと思います。

(農林水産部次長)

この支援センターの運営経費に充てるために、運営基盤強化基金を毎年取り崩して使わせていただいているという状況でありまして、27 年度末の残高は 1 億 3 千万円となっております。大体毎年 1 千万円を取り崩して運営に充てている状況ですけれども、支援センターの業務そのものが、収益事業を目指すようなものではないということで、やはり自主財源で賄えない部分につきましては、この運営基盤強化基金を取り崩して使わざるを得ないというような状況です。大体計算すると、平成 40 年くらいに枯渇してしまう状況にあります。金利が低下しているといったこともあり、取り崩す金額がこのような形になっているところでもあります。公益事業を行わなくても良いということにはならないわけですので、運営経費についても県が負担するような方向で、これから十分相談しながら、運営補助のような形で検討していく必要があると思っております。

ただ、単に補助金ということではなく、事業の必要性などを見直して、必要最小限の経費で効果的に事業を実施するように、体制を逐次見直していく必要があると思っております。

(高橋和委員長)

他の委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、「やまがた農業支援センター」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

はい。反対の御意見が無いようですので、「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

続きまして、「山形県漁業信用基金協会」について、協議を行います。皆さんの中で御意見がある方は御発言をお願いします。

(三木潤一委員)

お伺いしたいのですが、漁業者の方が支払えなくなった場合、どういうことになるのか、この仕組みについて教えていただきたい。

あと、全国広域合併を目指しているということですが、その利点と課題をお教えいただきたいと思います。

(農林水産部次長)

この漁業信用基金協会が行っている債務保証の仕組みですけれども、漁業者が金融機関からお金を借りる際に、この基金協会が一定の保証料をいただいて、保証をします。仮にその漁業者が返せなくなったという場合は、この基金協会の方で代位弁済をするという形になります。代位弁済をして、返せなくなった方に対して、どうしたら返せるかということの色々と話し合いをしていただいて、債務償還計画を作って求償をするという流れになります。基本的に代位弁済するものについては、常日頃から蓄えていると言いますか、保証料収入等をもって協会が代位弁済することになります。

それから広域合併の利点と課題ですが、県の漁業信用基金協会については、保証料収入で運営しているわけですが、昨今、漁業者の数が少なくなってきているということもあり、保証料収入の増加ということとはなかなか厳しい状況にあるものと思っております。

それで経営基盤を安定させるため、全国組織に合併して経営基盤の強化を図っていきたいと思っておりますが、仮に全国組織に合併したとしても、山形県で保証できなくなるということはありませんので、利用者のサービスの利便性の低下には繋がらないと思っております。

デメリットについては、広域合併をする際に、繰越欠損金の解消が条件となります。現在、19万円くらいの繰越欠損金が出ておりますので、それをなるべく早く解消するということが先決だと思っております。

(三木潤一委員)

県からお金は原資として入っていないのでしょうか。全部漁業者からの積み立てで賄われているという理解でよろしいでしょうか。

(農業経営・担い手支援室長)

農業経営・担い手支援室の布宮と申します。

今の御質問につきましては、基本的に漁業者からの保証料と、県や市町村、漁協から出資をいただいている分があります。その他に必要なに応じて全国組織から借入れをしております。

(井上肇委員)

広域合併をすることによって、資金の借入れをされる方の条件が変わってくると

か、厳しくなるとか、山形県固有の問題が発生して、借入れが事実上認められないとか、そういうことが生じる可能性はないのでしょうか。

(農林水産部次長)

広域合併をすることによって、利用者の利便性に反するようなことにはならないと伺っております。我々は経営基盤の強化というメリットがあると考えておりまして、その方向を目指してやっていきたいと思っております。

(高橋和委員長)

それでは、他に御意見がなければ、「漁業信用基金協会」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることよろしいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

それでは、「山形県漁業信用基金協会」については、「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

続きまして、「青果物生産出荷安定基金協会」について、協議を行います。委員の御発言をお願いします。

(発言なし)

(高橋和委員長)

特に御意見はありませんか。

無ければ、「青果物生産出荷安定基金協会」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」といたします。よろしいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

はい。それでは「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

続きまして、「水産振興協会」について、協議を行います。これについては、いかがでしょうか。何か御意見ございますか。

(発言なし)

(高橋和委員長)

中期経営計画の期間内に累積損失を解消するという条件付きで継続とする事務局案の方向で「妥当」としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

はい。それでは、「山形県水産振興協会」については、「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

それでは、引き続き、「畜産協会」から「みどり推進機構」まで、事務局より説明をお願いします。

(農林水産部次長)

それでは、14 ページをお開きいただきたいと思います。山形県畜産協会について、御説明いたします。

事業概要ですが、この協会については、畜産経営の健全な発展及び消費者への安全、安心で良質な畜産物の安定的供給に寄与することを目的として昭和 30 年に設立されました。

主な事業内容と実績ですが、一つ目の「畜産経営技術の改善に関する事業」につきましては、畜産農家の経営分析に基づき、経営管理指導や飼養管理技術の改善指導を実施しているものです。平成 27 年度は 30 戸の畜産農家に対して指導を行ったところ です。

二つ目の「家畜畜産物の価格差補てんに関する事業」につきましては、肉用牛の肥育経営におきまして、粗収益が生産費を下回った場合に、その差額の 8 割を補てんする事業の補てん金の交付を行っているものです。平成 27 年度は 238 頭に対して、457 万 9 千円の交付を行ったところ です。

三つ目の「家畜畜産物衛生対策及び家畜伝染性疾病の予防に関する事業」につきましては、家畜伝染性疾病の発生を予防するためのワクチン接種や 48 ヶ月齢以上の死亡牛の B S E 検査を行うための一時保管業務を実施しているものです。平成 27 年度のワクチン接種は、牛、豚、鶏合わせて約 112 万件、B S E 検査のための死亡牛の処理は、882 頭について行ったところ です。

次に、検証結果ですが、(1) の事業の意義につきましては、国際化が進んで、国内外の産地間競争の激化が予想される中で、経営改善指導等により畜産経営の健全な発展を支えていくために、県の畜産振興施策を補完して、一体となって効果的な事業を実施する必要不可欠な団体となっております。

また、経営分析や家畜管理技術指導のノウハウの蓄積があるほか、国の指定を受けて家畜畜産物の価格差補てん事業を実施している県内唯一の法人でありますことから、民間と代替できないところでもあります。

(2) の経営の健全性ですが、純損益が黒字で推移しており、今後も安定経営が見込まれております。

(3) の費用対効果につきましては、県、市町村、畜産関係団体との連携によりまして、経営分析や技術指導、経営安定対策事業等が効率的かつ効果的に実施されておりまして、畜産経営の体質強化に大きな役割を果たしており、本県の畜産産出額の増加にも結び付いております。

以上のような検証結果を踏まえた課題と対応方針ですが、人件費をはじめとして、支出の削減に努めるとともに、国の畜産振興事業を積極的に受託して、安定的な経営を継続していく必要があると考えております。

続きまして、16 ページです。山形県系統豚普及センターですが、事業概要につきましては、当センターについては、県が造成した系統豚の維持と、優良種豚の生産及び供給を行うことにより、県産豚肉の品質向上と生産の安定を図り、もって農家経営の安定及び向上に寄与することを目的として、平成 6 年に設立されました。

ここで、「系統豚」の意味につきまして、簡単に御説明申し上げます。下の系統豚の概要図の四角囲みに記載しておりますが、系統豚とは、雄と雌の集団の中で、どの豚同士を比べても、父または母の異なる兄弟程度の血縁関係にあり、繁殖能力

や発育能力も高く、揃っている豚のことを称しております。

主な事業内容と実績ですが、「系統豚の維持に関する事業」につきましては、県から移管した系統名「ガッサンエル」について、集団内での計画的な交配、優良豚の選抜、更新により、豚の繁殖能力や発育能力と一定の血縁関係の両方の維持を行っているものです。「優良種豚の生産及び供給に関する事業」につきましては、系統豚と他の品種を交配した交雑雌豚を生産し、養豚農家に供給しているもので、平成27年度は1,122頭を販売し、販売高は8,849万6千円となっております。

次に検証結果ですが、(1)の事業の意義につきましては、国内外の産地間競争の激化に対応いたしまして、県が開発した系統豚を活用して高品質豚肉の生産拡大と銘柄化を推進していくために、県の養豚振興施策を補完し、一体となって効果的な事業を実施する必要不可欠な団体と考えております。また、系統豚の維持は、計画的な交配による厳格な血統管理や能力調査などの専門的なノウハウが必要となっております。収益の得られない事業部門でもあるために、民間とは代替できない法人と考えているところです。

(2)の経営の健全性につきましては、種豚の生産・供給の拡大等による収支改善によりまして、過去4年間単年度黒字決算を計上しており、種豚需要も堅調なため、本年度をもって累積損失の解消が見込まれております。

(3)の費用対効果ですが、養豚経営では万全な疾病の侵入防止対策が重要になっておりますが、農家が当該法人から健康な雌豚を導入いたしまして、安心して計画的に母豚の更新を行えることで、経営の安定化に大きな役割を果たしております。また、県内の大手養豚業者の全国的に有名な銘柄豚の生産にも利用されておまして、県産豚肉の評価向上と銘柄化の推進にも貢献しております。

以上のような検証結果を踏まえまして、今後の課題と対応方針ですが、今後とも繁殖・肥育管理の徹底による種豚・肉豚の生産拡大や更なる種豚需要の掘り起こしによる収入の増加、そして施設・設備、機械等の長寿命化による経費削減に努めまして、財務・経営をさらに強化していく必要があると考えております。

続きまして、18ページです。山形県林業公社について、御説明いたします。

事業概要ですが、この公社については、森林の適切な維持管理を通じて、県民の生活環境の保全や、県民生活に必要な木材の安定供給、林業労働環境及び雇用の改善等を行う法人として、昭和42年4月に設立されました。

主な事業内容といたしましては、「分収林事業」、「受託事業」、「やまがた絆の森づくり事業」です。

「分収林事業」につきましては、林業公社と土地所有者との分収契約に基づき、国庫補助事業を活用して、森林の間伐などの保育活動や森林作業道の開設を行っております。平成27年度実績では、間伐面積が216ha、作業道開設延長が3,478m、事業費は2億5,588万円です。

「受託事業」につきましては、公社が持つ人材と技術を活かして、県営林の保育や作業道整備などの管理業務で、27年度は3件請負っております。受託額は5,239万円です。

また、「やまがた絆の森づくり事業」につきましては、県と企業、公社が協定を結びまして、公社造林地を活動フィールドとして提供し、森林ボランティア活動等を行っております。活動箇所は県内に4地区あります。

次に、検証結果ですが、事業の意義につきましては、当公社は、適切な森林整備を通して県土の保全や森林の水源かん養等の公益的機能の維持増進に貢献しております。

また、当公社は国の拡大造林政策のもと県が設立した法人で、分収林特別措置法に基づく分収林契約により、森林所有者から土地の提供を受けて森林管理をしてい

るものであり、県の私有林人工林面積の約13%に当たる15,634haを占める森林を適切に維持管理できる県内法人は、林業公社しかないと考えているところです。

(2)の経営の健全性ですが、造成した森林の主伐による収入がしばらく見込めないため、国庫補助事業の有効活用や貸付資金など県の支援が必要となりますが、長期的な収支を見定めながら、計画経営に努めているところです。

次に、(3-1)の費用対効果ですけれども、林業公社については、技術や経験を活かして、森林資源の充実や県土の保全などの公益機能の保持、地域の雇用などに大きく貢献しております。これまでも作業の効率化や収支の改善に努力してきたところです。

(3-2)の地方創生につきましては、今後の県産木材の安定供給を考えた際、林業公社の担う役割は大きく、地域の雇用創出に大きく寄与するものと考えているところです。

最後に、課題と対応方針ですが、近年の木材需要や価格等の社会的な状況を考慮し、中・長期収支を常に見直すとともに、作業経費の節減や収入間伐を行うなど、長期的収支の均衡を図るため、経営改善に努めてまいりたいと考えているところです。

続きまして、20ページです。山形県みどり推進機構について、御説明いたします。

事業概要ですが、この機構は、森林の整備、都市・農山村の緑化、そして林業従事者の育成と確保を図る法人として設立されました。

主な事業内容と実績ですけれども、「緑化推進助成事業」につきましては、都市や農山村の環境緑化活動、環境教育活動などに取り組む団体への助成事業です。昨年度は植樹・育樹活動に取り組む20団体に支援をしております。

次に、二つ目の「林業担い手育成事業」ですが、高度林業技術資格の修得や蜂アレルギー対策、労働災害防止等体制の支援や新規林業就労者の育成などをしております。また、昨年度からは、林業事業体に5台の高性能林業機械の貸付け業務も始めております。

三つ目は、「森林管理企画運営・指定管理者事業」です。この機構では、山形市と山辺町にまたがる山形県県民の森、飯豊町の山形県源流の森を県からの指定管理を受けて、管理運営をしております。また、「森の案内人」と呼ばれる森林公園内の指導者の養成や県民が楽しめるイベントの企画運営なども行っております。

検証結果ですが、(1)の事業の意義に関しましては、推進機構は、「緑の募金による森林整備等に関する法律」及び「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づいた、緑化推進業務と林業労働者の確保などの業務を県から指定された県内唯一の法人です。これらの業務は、県土の保全や森林の公益的機能の維持に繋がるとともに、農山村等の雇用や活動を生み出して、地域貢献に寄与しております。

(2)の経営健全性に関しましては、県や金融機関などからの借入れも無く、緑の募金や林業従事者育成基金等の運用益を基に事業を行っているため、財源も安定しています。公益財団法人山形県林業公社との役員や事務所フロアの共有など、人件費や事務経費の削減にも取り組んでおりまして、経営は健全です。

(3-1)の費用対効果ですけれども、県民への緑化活動の支援や普及啓発などに寄与しており、県民の森や源流の森の管理運営により、県民が緑に親しむ機会を提供しております。

続きまして、(3-2)の地方創生に関しましては、中山間地域で活躍する林業従事者を育成することで、雇用や地域活性化に貢献する役割を担っておりまして、公益性の高い事業を展開していると言えます。

最後に、課題と対応方針ですが、基本財産については、安全性や確実性の高い運用と計画的な取り崩しを図るとともに、受託事業や高性能林業機械の貸付事業など

の収益事業の確保に努め、財政基盤の安定を図ってまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

(行政改革課長)

それでは、続きまして、資料3-2の2ページを御覧いただきたいと思います。ただ今説明のありました4法人について御説明を申し上げます。

「畜産協会」につきましては、健全経営を図るなど経営の自立性向上に努めることを前提に、「継続」とするものであります。

続きまして、「系統豚普及センター」につきましては、中期経営計画の期間内に累積損失を解消することを前提に、「継続」とするものであります。

「林業公社」につきましては、県の損失補償や長期貸付金が多額であること、償還財源である木材が収益となるまでに長期間を要すること、その事業枠組みは農林水産省の指導に沿ったものであること、これに替わる代替案が見当たらないこと等から、長期的な経営見通しに基づく不断の見直しの徹底を前提に、「継続」をやむなしとしております。県の財政的リスク回避の観点から引き続き注視してまいりたいと思います。

最後に「みどり推進機構」につきましては、収益事業確保など経営の自立性向上に努めることを前提に、「継続」とするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

(高橋和委員長)

それでは、ただいま説明ありました、4法人に関する「公社等の総点検」の結果について、協議をしたいと思います。

まず、「畜産協会」について、御意見や御質問ございますか。

(発言なし)

(高橋和委員長)

特に御意見がなければ、「畜産協会」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることよろしいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県畜産協会」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続いて、「系統豚普及センター」について、協議を行います。委員の御発言をお願いします。

(井上肇委員)

疾病に関わる共済制度や保険制度には加入していないのでしょうか。必ずそのリスクはあると思いますので、もしそのような制度に加入していれば、少しでも補てんできるのではないかと思います。

（農林水産部次長）

累積損失が続いたのは、今お話しがあったような疾病が蔓延しまして、豚を全部処分しなければならなくなった、その後の消毒・防疫措置を取らなければならなくなったということで損失が生じたわけでありまして、そういうこともあって、この法人ではマニュアルを作ってオールアウトといった事態にならないように対応しているところです。

（畜産振興課長）

畜産振興課の鈴木です。一般に養豚農家の方には共済加入制度があります。豚が死亡したり、事故が起きた場合に一定の掛け金のもとに共済金が支払われる制度です。当該センターが共済制度に加入しているかどうか、この場では確認できていない状況でお答えできず申し訳ありませんが、今次長が申しましたように防疫対策には万全を期しているところです。

（佐藤亜希子委員）

県産豚のブランディングに非常に大きな力をかけていると思うのですが、農林水産部さんの8つある公社の中で、この公社だけが平成に入ってから設立されたようですが、系統豚自体を県が造成したのが平成に入ってから、という認識でよろしいでしょうか。

（農林水産部次長）

元々、豚については非常に個体のばらつきが出やすいもので、肉質についてもばらつきが出てくるということがあります。そこで、何とかばらつきのない高品質な豚肉を生産できないかということで、県と関係団体が連携して取り組むことになりまして、昭和63年度から県の養豚試験場で開発が進められてきたところです。その開発が終了して、系統豚普及センターを設立し、そこで系統豚の維持を行い、量産をして畜産農家に供給するという仕組みを、当時山形と庄内に2つあった経済連と一緒に作ったというのが、平成になってから設立したという経緯です。

（佐藤亜希子委員）

畜産農家の収益が上がれば、県の税収にも繋がります。公社という削減による見直しというのは目に見えて早いですが、やはり限界もあると思いますので、中長期的に投資をすることで増収につながるような、プラスの提言があってもいいのかなと思います。

（農林水産部次長）

系統豚については、現在、養豚試験場で改良型の系統豚の開発を進めております。もっと子どもが多く産まれるように、肉質が良いものになるようにということで、研究開発を始めたところで、その研究開発の成果をセンターに移して、維持してもらおうということも計画しているところです。

（佐藤亜希子委員）

ぜひ累積損失を解消して、頑張ってもらいたいと思います。

（高橋和委員長）

オールアウトのような事態が起こったときに、先ほど井上委員から御指摘がありましたように、累積損失が一気に増えてしまうというリスクをどうやって回避する

か、今のところ手立てがないという、その辺りも考えながら中期経営計画期間内に累積損失を解消して継続するという事務局の提案ですが、それを「妥当」とするというところでよろしいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県系統豚普及センター」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続いて、「林業公社」について、協議を行います。
委員の御発言をお願いします。

(三浦新一郎委員)

林業公社については、森林資源の整備、県産木材の安定供給という役割だと思えますが、民間だけでは対応しきれない部分を担っていると思えます。

また、現在県内においても、木質バイオマス発電のプロジェクトが多数立ちあがっておりまして、間伐材や木質チップですが、現在の市場供給量の2倍以上が必要となる見込みと言われております。林業支援と森林整備をしながらという大前提になりますが、こうした再生可能エネルギー事業への貢献という役割も期待されるのではないかと思います。資金的には多額の資金が長期でかかるということですが、そういう意義を踏まえて、必要性があるのではないかと感じます。

林業公社と合わせて、次のみどり推進機構を見ますと、役割が似通っているところもありまして、事務所も共通になっているということですが、両者を統合するという方向性については議論されたのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

(農林水産部次長)

前段の今後の木材の需要の増大という観点ですが、林業公社はこれまでも個人ではなかなか管理しきれない山、不便なところの森林を一手に引き受けて整備をしてきたということがあります。その結果として、県土の保全、水源涵養、維持促進に繋がっていると理解していますが、今後木材の需要が増えるだろうと私共も考えているところです。新庄市の大型集成材工場は現在試験稼働中です。また、木質バイオマス発電所の建設も計画されており、そういったものに県産木材が対応していくという視点も大事だろうと思っています。

そういうことで、これまで林業公社が育ててきた森林については、今後の県民にとっても貴重な社会的財産だと思っております。県産木材の安定供給をしていく上でもますます重要となっていくだろうと思っております。公社として森林組合等と連携して県産木材の安定供給に向けて努力していく必要があると思っております。

もう一点、みどり推進機構との統合につきましては、平成18年度にやまがた集中改革プランの第三者委員会で、経営統合について検討すべきだという御意見が出て、その御意見を踏まえて検討をいたしました。結論は、両法人の完全統合は難しいのではないかとということでした。ただ、事務所の共有化や役員の兼任化などで、経費の削減、組織のスリム化が図られるだろうということで進めてきたという経過があります。完全統合した場合、みどり推進機構の基本財産の保全がきちんと図られるのかという疑問があつて、例えば緑化推進など、公益的な事業ができなくなるのではないかと懸念もあり、完全統合はしない方が良いという結論になったものです。ですから、完全統合ではないですが、その効果が得られるように事務所の統合、

役員の兼任ということで、できる限りの経費削減を行ったという経過です。

(三木潤一委員)

林業の今後の政策という意味で、この事業の必要性は十分にあるということは理解できます。気になるのは、損失補償が約 100 億円、長期貸付金が約 200 億円という巨額の金額が載っていますが、これがどういう内容なのか、返済できるのかという見通しと、これまでどのような努力をされてきたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

(農林水産部次長)

林業公社の造林について、全体的な状況をお話ししますと、木を植えてから大体 40 年未満くらいの若い森林が 7 割くらいを占めておりまして、いわゆる主伐、木を切るというところまでには至っていないという状況がありまして、90 年くらい経ったものを主伐をして、利用することを考えています。やはり主伐をするまで、森林整備のためのお金をどうやって工面するのかということを考えてときに、日本政策金融公庫からの借入や、県からの借入で森林整備をするということになっております。そこで、累積する債務につきましては、県から約 200 億という形になって、全体を合わせますと 383 億という債務になっています。損失補償につきましては、日本政策金融公庫から借入れる際の条件として、県の損失補償をつけることになっておりますので、公庫からの借入が増えるということは県の損失補償の金額も増えるということで、現在 103 億という状況です。

この借入金をきちんと返していけるのかということですが、これも平成 15 年に、公社の経営状況をどうするのかということで、改善の検討をしております。期間の長い話ではありますが、平成 81 年度の時点で未償還の債務が 635 億になるという計画になっていました。ここから 425 億円以上削減を図ってやっていくべきだということで、その計画に沿った形で、進められています。先ほど申し上げたような役員兼務の他に、県からの借入金の無利子化ですとか、森林整備の経費をなるべく削減するというような様々な計画を作っておりまして、今現在計画の進行中で、計画策定時よりも加速度を増して実施している状況です。

平成 27 年度に長期計画の見直しを再度やり直しております。その前提として、現在の木材価格で試算したところ、木材価格は上下しますので最終的にどうなるかは分からないということもありますが、平成 102 年度までには黒字化され、改善できるという見通しを持っているところです。当然、木材価格の問題はありますが、今、分収林契約（森林の所有者と林業公社が契約を結び、森林整備を公社が行い、木材が売れた場合に、その収入の 6 割を公社がもらい、4 割を所有者がもらうという内容）をしているが、その率を見直して、7：3 にしようということで、見直しの取組みを進めているところです。そういった改善を行いながら、長期収支の見通しを十分公開しながら、私共としても健全経営となるように努力をしていきたいと考えております。

(高橋和委員長)

長期的なタイムスパンで想像が付きにくいような話でもありますし、なかなか財政問題の不安は尽きないと思えますが、不断に検証をしていくということで、「林業公社」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることによりたいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県林業公社」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

最後に、「みどり推進機構」について、協議を行います。
委員の御発言をお願いします。

(発言なし)

(高橋和委員長)

特にありませんか。それでは、「みどり推進機構」については、委員会として、事務局案の方向で「妥当」とすることによろしいですか。

(異議なし)

(高橋和委員長)

「山形県みどり推進機構」については、「妥当」とします。
以上、今回の農林水産部所管の8法人に関する総点検の結果について、事務局(案)を「妥当」とします。

(高橋和委員長)

その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

次回、第4回の会議は、11月25日(金)午後1時から開催させていただきたいと考えております。
よろしく願いいたします。

(高橋和委員長)

その他、皆様から何かございますか。
特にないようですので、以上で本日の議事を終了といたします。時間を超過してしまいましたが、議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

4 閉 会

(事務局)

委員の皆様方、大変お疲れ様でございました。
ここで柴田総務部長より御礼を申し上げます。

(柴田総務部長)

本日は長時間にわたりまして、様々な貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず前段の方で御議論いただきました市町村連携を含めた「行革プランの今後の検討方向」に関しましては、基本的に大きな方向性につきましては皆様から御了解をいただけたのかなと思っておりますが、具体的な今後の取組み方ですとか、運用の仕方等について様々な御意見をいただいたと承知しておりますので、今後、骨子

を作っていくわけですが、その際には本日いただいた御意見を踏まえて対応してまいりたいと思っております。

また、後半の「公社等の総点検」につきましては、本日、8つの法人全てについて事務局（案）で「妥当」との御議論をいただきました。こちらにつきましては、今後、知事を本部長とする「行財政改革推進本部」で改めて協議したうえで決定していくということになっております。

また、来月にまた次回の委員会があるということで、皆様には大変お忙しい中恐縮でございますが、引き続きよろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

（事務局）

以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

以上